

<p>①件名</p>
<p>地域再生計画について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 平成28年4月20日に改正地域再生法が施行され、地方公共団体が行う自主的、自立的な取組を支援するため、地方公共団体が「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、国の各種支援を受けることが可能となった。</p> <p>【目的】 「地方創生推進交付金」及び「地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）」を地域再生計画に位置づけし、認定を受けることにより、地方創生にかかる取組みを推進させる。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成17年法律第24号）、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）</p> <p>【個別計画】 まち・ひと・しごと創生総合戦略</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成27年12月 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定 平成28年4月21日 地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会 平成28年5月10、11日 改正地域再生法に係る地方相談会（東北ブロック）</p>
<p>⑤主な内容</p>
<p>改正地域再生法において、新たに設けられた支援メニューのうち、地方創生推進交付金及び企業版ふるさと納税を位置付けた地域再生計画を新たに作成し、交流人口の拡大と雇用の創出に向け取り組んでいくもの。</p> <p>【地方創生推進交付金関係】</p> <p>(1) DMOによる広域連携（東松島市と連携） 少子高齢化と震災の影響により厳しい人口減少の局面に立たされている中で、人口の流出を抑制するとともに、地域の仕事を創出し、戦略的に観光分野を入口に地域情報の発信をしていく必要があることから、広域的な観光振興を推進するプラットフォームとして2市1町で石巻圏DMOを設立するとともに、それぞれの地域資源を活かした取組みを推進することで「交流人口の拡大」を実現する。</p> <p>① ツール・ド・東北・グループプライド ② 防災教育・修学旅行受入推進事業 ③ 着地型観光推進事業 ④ DMO運営補助経費</p> <p>(2) 自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業 （北海道厚真町、岩手県遠野市、岩手県釜石市、宮城県気仙沼市、岡山県西粟倉村、徳島県上勝町、宮崎県日南市 計7団体と連携）</p> <p>[単独プログラム] 将来、起業や地域のリーダーとして活躍できる者を育成するための外部人材を活用した研修、講義等を行うとともに、地域との交流機会を提供し移住者の居場所を確保する。 また、これらを円滑に進めるために総合的な受付、相談、助言等を行う窓口としてコンシェルジュを設置し、生活していくために必要な情報提供や住家として改修した空き家等の提供を行い、中長期的な滞在を促進させる。</p>

- ① (仮称) 石巻版松下村塾実施事業
- ② 石巻チャレンジワーキング事業
- ③ 空き家等活用事業
- ④ コンシェルジュ設置事業
- ⑤ 地域交流・定着支援事業
- ⑥ 地域活躍支援推進事業

[連携プログラム]

既存の移住志望者だけでなく、ビジネス経験を有する起業型・経営型の人材を単独プログラムに活用し、地域の育成力や起業家の成長環境を高める。

- ① ローカルベンチャー認知拡大事業
- ② ローカルベンチャースクール事業
- ③ ローカルベンチャー創出に向けた育成・支援力向上事業

【企業版ふるさと納税関係】

地方創生の取り組みをさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要がある。

(1) 交流人口拡大プロジェクト

交流人口拡大の核となる「(仮称) 石巻市複合文化施設整備事業」や「防災マリーナ整備事業」、「教育旅行拠点魅力化プロジェクト」を実施し、交流人口の拡大を図るものである。

[充当事業]

- ① (仮称) 石巻市複合文化施設整備事業
- ② 防災マリーナ整備事業
- ③ 教育旅行拠点魅力化プロジェクト

(2) 雇用創出拡大プロジェクト

地域包括ケアの推進に必要な人材の確保や創業する事業者を支援し、本市産業の活性化及び雇用の確保を図るものである。

[充当事業]

- ① 奨学金返還支援事業
- ② 創業支援補助事業

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

地域再生計画が認定されることにより、内閣府の強力な支援を得られることとなり、これまで以上に取組が強化・加速化される。また、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税を活用し、本市の地方創生に係る取組を促進することが可能となる。

【財源措置】

対象事業費の1/2が地方創生推進交付金で措置され、残りの1/2については、普通交付税及び特別交付税により措置される。

⑦他の自治体の政策との比較検討

【東北ブロック相談会参加団体】

地方創生推進交付金に係る相談（東北227団体中101団体（うち宮城県19団体）

地方創生応援税制に係る相談（東北227団体中57団体（うち宮城県14団体）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年6月8日 地域再生計画及び実施計画の提出

平成28年7月末～8月上旬 地方創生応援税制に係る地域再生計画の認定

平成28年9月上旬 地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定

※地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定前に関係事業予算の議決が必要

⑨その他

なし

